

## 桑折町安全安心耐震促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、桑折町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断（補強計画を含む。以下「耐震診断等」という。）を希望する場合、桑折町が、予算の範囲内において建築士等を派遣して耐震診断等を行うことにより住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」（以下、「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、所有者の住まい方に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出をいう。
- (3) 耐震診断者 耐震診断等を行う者をいう。なお、耐震診断者は、建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な講習会等を受講した者のうち、耐震診断者名簿に登録された者とする。

### (対象住宅)

第3条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下、「対象住宅」という。）は、桑折町内に存し、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 所有者が自ら居住する住宅
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (4) 町長が別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅
- (5) 過去に、この要綱又は桑折町木造住宅耐震診断促進事業実施要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

### (派遣の申込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、桑折町木造住宅耐震診断者派遣申込書（第1号様式）により町長に申込みなければならない。

### (派遣の決定)

第5条 町長は、派遣する耐震診断者を決定したときは、その旨を桑折町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（第2号様式）により当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の桑折町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

派遣依頼者は、桑折町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに桑折町木造住宅耐震診断者派遣辞退届（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取り消し)

第6条 町長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき
- (2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、桑折町木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（第4号様式）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

(耐震診断者の派遣)

第7条 町長は、第5条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用)

第8条 耐震診断者の派遣に要する費用は、町が負担するものとする。

(派遣依頼者の費用負担)

第10条 耐震診断者の派遣を受けた派遣依頼者は、前条に定める費用のほか、一の診断につき6,000円を、診断終了後、町長が指定した期日までに支払うものとする。

(診断等の結果通知)

第11条 町長は、耐震診断等の結果を、桑折町木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書（第5号様式）により当該派遣依頼者に送付するものとする。

(派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告)

第12条 町長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

(耐震診断者等の責務)

第13条 耐震診断者及び当該業務の関係者は、耐震診断等を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等に関し、派遣対象者から第10条に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること
- (3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと

(業務の委託)

第14条 町長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

(施行の細目)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

桑折町木造住宅耐震診断者派遣申込書

年 月 日

桑折町長様

〒 -

[住所] \_\_\_\_\_

ふりがな

申込者 [氏名] \_\_\_\_\_ 印

[電話] ( ) - \_\_\_\_\_

桑折町安全安心耐震促進事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断者の派遣を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地	
	用途	専用住宅／併用住宅（併用用途：_____）
	構造／階数	木造（在来軸組・伝統的・枠組壁）／混構造／それ以外 平屋／2階／3階／それ以外
	床面積	1階：_____㎡ 2階：_____㎡ 3階：_____㎡ 合計：_____㎡（併用面積※_____㎡）
	建物建設時期 〔建築確認年月〕	昭和・大正・明治 _____年 _____月頃（新築時） 〔昭和 _____年 _____月 _____日（新築時） / 不明〕
	耐震診断等の履歴	初めて／本事業の診断等の履歴有り／他（_____）の診断等の履歴有り
派遣を避けて欲しい曜日	月曜 / 火曜 / 水曜 / 木曜 / 金曜	
派遣を避けて欲しいその他の日		
派遣を避けて欲しい時間帯	午前 / 午後 / 他（_____）	
【備考】		
整理番号	-	審査欄

1 上記【備考】欄には下記の内容について記載して下さい。

(1) 上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあった場合、その内容及び時期

(2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期

※ 併用面積については、合計床面積の内数で記入して下さい。

2 添付書類として次の資料を付してください。

付近見取図、住宅平面図、昭和56年5月31日以前の着工を証明する資料又は図面付確認申請書

(申込者氏名) 様

桑折町長

桑折町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書

年 月 日に申込み(受付整理番号 )のあった木造住宅耐震診断者の派遣について、下記のとおり派遣する耐震診断者を決定したので、桑折町安全安心耐震促進事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき通知いたします。

派遣事業の実施に当たっては、同実施要綱第14条の規定に基づき下記機関に業務の一部を委託しておりますのでご承知願います。

今後日程調整の上、この耐震診断者が耐震診断等のために現地建物調査を行います。限られた時間内に効率よく適切に実施できるよう御協力の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 派遣される診断者の氏名 ○○建築設計事務所 代表 ○○ ○○  
木造住宅耐震診断者 ○○ ○○
- 2 上記派遣診断者の連絡先 電 話： ( ) -
- 3 現地建物調査の時期 年 月 日～ 年 月 日  
の都合の良い日
- 4 派遣事業受託機関 ○○○○  
(派遣に関する問合せ・連絡先) 電 話： ( ) -  
F A X： ( ) -

桑折町木造住宅耐震診断者派遣辞退届

年 月 日

桑 折 町 長 様

〒 -

[住所]

ふりがな

申込者 [氏名]

印

[電話]

( )

-

年 月 日付け 桑地第 号で決定通知のあった木造住宅耐震診断者の派遣（受付整理番号 ）について、下記の理由により辞退したいので、桑折町安全安心耐震促進事業実施要綱第6条の規定に基づき届け出します。

記

[辞退する理由]

(申込者氏名) 様

桑折町長

桑折町木造住宅耐震診断者派遣取消通知書

桑折町安全安心耐震促進事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき 年 月 日付け 桑地  
第 号(受付整理番号 )で通知した木造住宅耐震診断者の派遣決定については、下記の理由に  
より取り消しましたので通知いたします。

記

[取り消した理由]

桑折町木造住宅耐震診断者派遣事業  
耐震診断等結果通知書

番 号  
年 月 日

(申込者氏名) 様

桑折町木造住宅耐震診断者派遣事業受託機関

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇

〇〇の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当〇〇は、桑折町が実施中の木造住宅耐震診断者派遣事業について、業務の一部を受託し、耐震診断等を実施いたしております。

このたび、貴方が桑折町に申し込まれた木造住宅耐震診断者の派遣について、耐震診断等が終了し結果が明らかとなりましたので、桑折町安全安心耐震促進事業実施要綱第11条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて送付いたします。

なお、近日中に、同様の結果を桑折町にも送付いたします。

また、この件に関する問い合わせは、下記にお願いいたします。

記

[問い合わせ先]

- ・ 診断等の結果の内容に関する質問等 〇〇建築設計事務所  
代表 〇〇 〇〇  
木造住宅耐震診断者： 〇〇 〇〇  
電 話 ( ) -
- ・ 診断等の結果に対する対応について 同 上
- ・ その他、事業全般について 桑折町 課 係 担当：  
電 話 ( ) -